

調 達 公 告

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 30 年 5 月 14 日

伯耆国「大山開山 1 3 0 0 年祭」実行委員会会長 松村順史

1 業務の概要

(1) 業務の名称

伯耆国「大山開山 1 3 0 0 年祭」記念式典等開催業務

(2) 業務の内容

伯耆国「大山開山 1 3 0 0 年祭」記念式典等の運営実施

なお、詳細は、伯耆国「大山開山 1 3 0 0 年祭」記念式典等開催業務に係る公募型プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)の別紙伯耆国「大山開山 1300 年祭」記念式典等開催業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(3) 契約期間

契約締結日から平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日（金）まで

(4) 予算額

金 1 3, 1 4 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

単独の法人又は複数の法人による共同企業体であること。

単独の法人の場合は、次の各号の全ての要件を満たすこと。また、共同企業体の全ての構成員は、第 3 号から第 8 号の要件を満たすとともに、そのうちのいずれかの構成員は第 1 号及び第 2 号の要件を満たすこと。

(1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所等を有していること。

(2) 過去 5 年間(平成 25 年度から平成 29 年度まで)に主たる者として同等規模のイベントの基本・実施計画策定、式典演出、会場設営業務等の履行実績があること。

(3) 平成 2 7 年鳥取県告示第 5 9 6 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その営業種目が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。

(4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4（一般競争入札参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。

(5) この募集の開始日以後のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 1 7 日付第 1 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(6) この募集の開始日以後のいずれの日においても、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(7) 複数の共同企業体の構成員となつての参加や、共同企業体構成員と単独の法人としての重複参加をしていないこと。

- (8) 委託者との協力・連絡体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (9) 次のいずれにも該当しないこと。なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。
- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (イ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - b 暴力団員を雇用すること。
 - c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - d いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (ウ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（イ）のaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

3 審査会の設置

- (1) 提案書等の審査を行うため、伯耆国「大山開山1300年祭」記念式典等開催業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は企画提案書等の順位を審議し、決定するものとする。
- (3) 審査会は5名以内の審査員により構成する。
- (4) 審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 評価方法

プロポーザル実施要領5による。

5 選定方法

- (1) 4の評価方法により算出した得点により順位付けする。
- (2) 最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 最も高い点数を獲得した者が複数ある場合は、審査員の合議によって最優秀提案者を選定する。

6 手続等

- (1) 問合せ先・各種書類提出先は、次のとおりとする。

〒683-0054 米子市糺町一丁目160

伯耆国「大山開山1300年祭」実行委員会事務局

（西部総合事務所 地域振興局 西部観光商工課）

電話 0859-31-9636、9638

ファクシミリ 0859-31-9639

電子メール seibu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

(2) プロポーザル実施要領及び仕様書等の交付

プロポーザル実施要領及び仕様書等は平成30年5月14日(月)以降に、次に掲げるインターネットのホームページから入手するものとする。(鳥取県西部総合事務所地域振興局ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/4480.htm>)

7 参加申込書及び提案書の提出

(1) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、平成30年5月24日(木)午後5時15分までに、プロポーザル実施要領8に定める提案参加申込書を6の問合せ先・各種書類提出先に記載された場所に持参又は送付の方法により提出すること。

本プロポーザルへの参加は、参加申込書を期日までに提出した者に限る。

(2) 提案書の提出

本件業務に係る提案書の提出を希望する者は、平成30年6月1日(金)午後5時15分までにプロポーザル実施要領11に定める提案書等を作成の上、6の問合せ先・各種書類提出先に記載された場所に持参又は送付の方法により提出すること。

(3) その他

送付による提出場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

8 事前説明会の開催

(1) 日時 平成30年5月17日(木) 午前10時30分～

(2) 場所 鳥取県米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 第18会議室(新館2階)

(3) 実施方法等

業務内容等について、伯耆国「大山開山1300年祭」実行委員会事務局が補足的に説明を行うとともに、参加者との質疑応答を行う。

参加に当たっての事前申込は不要であるが、開始時間までに受付を行わない者の説明会への参加は認めない。

9 質問の受付について

(1) 本プロポーザルに関し、質問がある場合は、平成30年5月21日(月)午後5時15分までに電子メール(様式自由)で質問すること。

(2) 電子メール以外では質問は受け付けない。

(3) 質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて6の問合せ先・各種書類提出先に記載されたホームページに掲載して随時回答するものとする。

10 プレゼンテーションの実施

(1) 日時 平成30年6月上旬頃 (詳細日時は参加申込者に後日通知する。)

(2) 場所 鳥取県米子市糀町一丁目160

鳥取県西部総合事務所内(予定) (場所は参加申込者に後日通知する。)

(3) 実施方法等

同日、別途通知する時刻までに受付をすること。

プレゼンテーションは1提案につき15分以内(厳守)とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間設ける。

11 提案者の失格

審査員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

12 審査結果の通知

(1) 審査結果を提案者全員に文書で通知し、その概要をインターネットのホームページ(鳥取県西部総合事務所地域振興局ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/4480.htm>)で公表するものとする。

(2) 審査結果については、全ての提案者の順位及び得点を通知するものとする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

(3) 審査の経緯は公表しない。

(4) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

13 契約の締結

5により最高順位の提案者として選定された者と契約締結の協議を行う。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、前提とする開催計画案から催事・事業の一部変更や修正もあり得ることから、予定価格の範囲内とするため内容の調整を行うことがある。これらの協議の後、仕様書を確定し、見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認の上契約を締結する。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

14 契約保証金

契約の相手方(以下「受託者」という。)は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

15 その他

(1) 3の参加資格要件を満たさない者が提出した提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。また、プレゼンテーションに参加しない提案者の提案書は、無効とする。

(2) 提出期限後の提案書の加筆修正は認めない。また、提出された提案書等は原則として返却しないものとする。

(3) 提案書の提案後に本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに連絡するとともに文書で通知すること。

(4) 委託者は提案者に対して、提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(5) 選定された者の提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。

(6) 選定されなかった者の提案書等に係る著作権は、提案者に帰属する。

(7) 契約の相手方が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、委託者は契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に委託者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を委託者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであり、知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(8) その他詳細は、プロポーザル実施要領による。